

第 5 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

【健康福祉政策課】

1 概要（策定の根拠）

社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、現行の第 4 次計画が令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの計画期間となっていることから、次期計画を策定するもの。

2 計画期間

令和 7 年度(2025 年度)から令和 14 年度(2032 年度)まで（案）

※第 8 次熊本市総合計画の計画期間に合わせることを想定

3 主な内容（ポイント）

少子高齢化の更なる進展をはじめ、コロナ禍や ICT 等の進展による行動変容等により地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、地域の「つながり」の再生・再構築と持続可能な地域福祉活動の実現に向け、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組む事項に加え、孤独・孤立等の複合的な要因を背景とする課題に対応できるよう包括的な支援体制の整備に関する事項等について盛り込む予定。

（権利擁護の推進については、本計画と一体的に「第 2 次熊本市成年後見制度利用促進計画」として策定）

4 策定の進め方

- (1) 学識者、関係団体等により構成される「熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において計画案を審議
- (2) 市民アンケートの結果等を計画案に反映
- (3) パブリックコメントの実施等

5 スケジュール（予定）

4～5月	市民アンケート実施
5月	熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(概要説明)
6月	令和 6 年第 2 回厚生委員会(概要説明)
8月	熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(骨子案審議)
9月	令和6年第 3 回定例会厚生委員会(骨子案報告)
11月	熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(素案審議)
12 月	令和6年第 4 回定例会厚生委員会(素案報告)
12～1月	パブリックコメント
2 月	熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(最終案審議)
3月	令和7年第 1 回定例会厚生委員会(最終案報告)